

気象に関する警報発令時の緊急対応について（平成25年9月2日より）

広島工業大学高等学校長

大雨や台風などで自然災害が予想される場合、生徒の安全確保のため、次のとおり対応いたします。

1 全校生徒への対応

生徒が家庭におり、直前授業日（前日又は休日の前日）に学校からの指示がなく、気象等により登校の危険がある場合、次のとおり判断し、対応してください。

- (1) 午前6時の時点で広島地方気象台が、広島市に**特別警報または、洪水警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報のいずれか**を発令している場合は全ての生徒を自宅待機とする。
※**波浪警報、高潮警報、大雨警報のみが発令されている場合は登校してください。**
- (2) 午前11時までに(1)の警報が解除された場合は、解除された時点から安全を確認して登校を開始する。（警報が発令中の市町に在住する生徒を除く）
 - ア 午前9時までに解除された場合、授業は午前10時40分始業（SHR）、午前10時55分から3限目以降の授業を実施する。
 - イ 午前11時までに解除された場合、授業は午後1時15分始業（SHR）、午後1時25分から5限目以降の授業を実施する。
- (3) 午前11時の時点で(1)の警報が発令されている場合は、臨時休業とする。その際、別途振り替え授業を設定する。
- (4) 土曜日(午前中授業)の場合：午前9時までに警報が解除されなければ、臨時休業とする。

2 広島市以外に在住する生徒への対応

広島市以外に在住する生徒について、広島市に警報が発令されていなくても当該市町に警報が発令されている場合は、次のとおり判断し、対応してください。

- (1) 午前6時の時点で広島地方気象台が、広島市以外に在住する生徒の市町に、上記(1)の自宅待機にあてはまる警報が発令されている場合は、当該生徒を自宅待機とする。
※自宅待機の場合は学校への連絡をお願いします。(TEL：082-277-9205)
- (2) 午前11時までに(1)の警報が解除された場合は、解除を確認した時点から安全を確認して登校を開始する。その際、登校できた時刻から授業に参加する。
- (3) 午前11時の時点で、(1)の警報が発令されている場合は、終日自宅待機とする。
- (4) 土曜日(午前中授業)の場合：午前9時までに警報が解除されなければ、臨時休業とする。

3 その他

- (1) 登校については、安全に細心の注意を払う。
- (2) 午前6時の時点で警報は発令されていないが、その後、登校を開始するまでに上記1又は2の警報が発令された場合など、気象等により登校に危険が予想される場合、保護者の判断で自宅待機させることができる。
- (3) 登校時、気象等により通常利用する公共交通機関の運行が遮断されている場合は、当該生徒を自宅待機とする。
- (4) 上記(3)について、午前11時までに公共交通機関が運行再開された場合は、安全に細心の注意を払って登校する。午前11時の時点で運行の遮断が継続している場合は、終日自宅待機とする。
- (5) 土曜日(午前中授業)の場合：午前9時の時点で運行の遮断が継続している場合は、終日自宅待機とする。
- (6) 上記2、3(2)、(3)による欠課・欠席は、公認欠課・公認欠席扱いとする。
- (7) 広島地方気象台の発令する警報は、NHKニュース又は気象庁ホームページで確認する。
- (8) **その他、特別な事情があるときは、学校長判断により別途対応する場合があります。なお、その際は「工大高メール」その他、学校HPにてその旨を連絡する。**
- (9) 学校始業後、警報が発令された場合は、生徒の安全を考慮し、状況により授業・学校行事を中止し、帰宅させる場合がある。
※「工大高メール」にて「緊急情報」を発信します。学校HPにも「緊急情報」を掲載します。